

## 意見書

平成24年2月15日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくにちようめ ばん ごう  
住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏名 KDDI株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし  
代表取締役社長 田中孝司

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年1月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

## 1. 基本的な考え方

現在、日本の電気通信市場においては、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展していますが、こうした移行期においては、将来を見据えた上で、国民利便の確保や市場の活性化を図りながら、新しいサービスへの円滑な移行を促進していくことが重要です。

しかしながら、今回申請された実際費用方式に係る平成24年度接続料は、需要の減少に応じたコスト削減が十分に行われていないことを主たる要因として全体的に上昇しており、平成25年度以降においても更に上昇していくと予想されます。また、メタル回線について、NTT東・西からは、「2020年代初頭においては、未だ1,000万回線から2,000万回線程度残ることが現時点では見込まれる」との考えが『ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方』報告書案に対する意見書において示されたところであり、メタル回線及び当該回線を用いたサービスが当分の間利用され続けることが想定されます。

このような状況の中、今後も現行の算定方法のままで接続料算定を続けた場合、国民利便の確保や市場の活性化に多大な影響を与える懸念があることから、レガシー系サービスに係る接続料については、算定の在り方を抜本的に見直す必要があると考えます。そのためには、レガシー系サービスをいつまで維持し、その後どのように扱っていくのか等、具体的な計画やレガシー系サービスに係る種々の情報が不可欠であり、NTT東・西は速やかに詳細な情報を広く国民に開示すべきです。

その上で、現状のレガシー系サービスの利用実態とマイグレーション完了時の将来像を整理・把握し、マイグレーションに伴う課題の最適な解決方法を国民全体で検討して、時間及びコストの面でもっとも効率的な方法で移行を進めていくことが必要です。

なお、今回の申請案における総務省の審査結果において一部保留となっている災害特別損失の扱いについては、接続料に算入されているコスト内容の透明性を確保し、関係者のコンセンサスを得ながら、その適正性について厳格に検証すべきと考えます。

## 2. 各項目に関する意見(レガシー系サービスにかかるもの)

### 【ドライカップ】

平成23年度の接続料は土木設備に係る耐用年数の変更等により一時的に低下したものの、今回申請された平成24年度接続料はNTT東・西ともに再び上昇しています。

これは、メタル回線利用者が減少し続けている中、それに見合うだけのコスト削減が行われていないという構造的な問題に起因するものであり、光への移行が進展する中、需要が減退期にあるドライカップ接続料が今後も引き続き上昇する懸念は拭えません。

今後、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが更に進展していくことを踏まえ

ると、更に問題は深刻化していく一方であり、ユーザー料金の値上げや競争事業者が事業から撤退する事態も想定されます。その場合、結果として国民利便を損ねることとなりかねないことから、電気通信市場の将来を見据え、現段階からメタル回線を今後どのように取扱っていくのかといった通信インフラの在り方について、いずれかの場で具体的な検討を速やかに行う必要があると考えます。

なお、検討に当たっては、まずNTT東・西が、コア網だけでなくアクセス網の移行計画の詳細を示すと共に、メタル回線の今後の在り方の検討に資する更なる情報開示を行うことが必要であり、当該情報に加えて接続事業者からの意見聴取等も実施し、多角的な視点で検討を行うべきです。その中で、現在課題となっている、メタル未利用回線の取扱いやメタル設備に係る耐用年数の見直し、各種申込受付に係るコストの適正化等について検討すべきと考えます。

メタルの未利用回線の扱いに関しては、現在の利用実態を見ると、未利用の回線が多数存在しており(2010年度末の未利用芯線率 NTT東:65.4%、NTT西:62.9%)、年々増加傾向にあることに留意すべきです。これらの未利用回線は専らユニバーサルサービスの観点から残置されていると言えますが、基本的に接続事業者は使用することのない回線であり、当該回線に係るコストが接続料上昇の最大の要因となっていることから、マイグレーションの状況を踏まえ、接続料算定対象コストとしてどのように取扱っていくべきか早急に検討すべきです。

メタル設備に係る耐用年数については、現状、法定耐用年数が適用されていますが、法定耐用年数以上に利用されている設備も存在します。利用実態を踏まえ、経済的耐用年数への変更といった見直しをすべきであり、現行の算定方法においても対応可能であることから、直ちに実施すべきと考えます。

また、受付申込システムに係るコストについても、需要が減退している中であるにも関わらず、メタル回線に係る各種システムの更改等が度々行われており、需要減に応じたコスト削減がなされていないと考えられます。そのため、利用実態に応じた必要最小限のコストで申込受付の運用が可能となる方策を検討すべきと考えます。

## 【公衆電話】

今回申請された平成24年度接続料では、NTT東日本においては平成23年度接続料より低減していますが、これはトラフィックが一時的に急増したことが要因であり、ドライカップ同様、本質的には、コスト削減がトラフィックの減少に追いついておらず、既にユーザー料金を上回っている接続料が今後も更に上昇していくことが想定され、料金値上げ等、国民負担の増加につながる懸念があります。

トラフィックが減少し続けている中、公衆電話機に係るコストのうち、大半を占めているのは電話ボックスに係る清掃料や料金回収コスト等の施設保全費であるため、当該費用の

削減を図るべきと考えます。特に、清掃料等の外部委託しているコストについては、委託先の選定方法や委託先事業者、当該コストの適正性を外部から検証できるようにすべきと考えます。

また、第一種公衆電話はユニバーサルサービス基金の対象であり、補てんを受けることができるため、NTT東・西のコスト削減のインセンティブが働きづらいことから、上述のような委託先の選定方法や委託先事業者、委託コストについて外部からの検証を早急に実施すべきです。

### 【専用線】

専用線についても、需要の減少による接続料水準の上昇傾向が続いていますが、例えば、法人ユーザーにおいてイーサネット等が利用できない事業所が存在するために、依然として専用線に頼らざるを得ないケースも存在しており、ユーザー利便確保の観点から接続料の上昇を抑制する必要があります。

そのため、NTT東・西が需要の減少に応じたコスト削減を十分に行っているか検証するとともに、ドライカップと同様に専用線のマイグレーションをどのように進めていくのかについてユーザーのニーズも踏まえながら、円滑な移行が進められるよう、接続料算定の在り方を見直していく必要があると考えます。

## 3. 各項目に関する意見(光ファイバにかかるもの)

### 【分岐端末回線と屋内配線にかかる工費費等の一体メニューの設定】

分岐端末回線から屋内配線までの工事については、現在は同日同時刻に工事を実施し、分岐端末回線から屋内配線まで1本の光ファイバを利用する引き通し形態での工事が主流となっています。当社においては、ほぼ全て引き通し形態で工事を実施しており、NTT東・西においても引き通し形態が大部分を占めている状況です。(平成22年度実績における引き通し形態の割合 NTT東日本:95.0%、NTT西日本:90.7%)

現在、分岐端末回線と屋内配線の工事費については別建てとなっていますが、引き通しの場合には、分岐端末回線部分と屋内配線部分をまとめて工事するため、キャビネットを設置する形態と比べてトータルの作業を効率化できているはずです。そのため、各工事にかかる作業の内容と係る費用について詳細に検証し、引き通しの形態で分岐端末回線と屋内配線を一体で設置する場合の工事費メニューを新たに設定することにより、工事費の低廉化を図るべきです。

同様に、分岐端末回線の加算料と屋内配線の加算額についても、引き通しの場合にはまとめて保守(張り替え保守)を行うことが原則であることから、これらを一体化したメニューを設定し、料金の低廉化を図る必要があると考えます。

### 【屋内配線の加算額算定に用いるパラメータの見直し】

屋内配線の加算額においては、分岐端末回線の加算料と一体化したメニュー設定を行うか否かに関わらず、算定に使用している故障修理時間や平均的な使用期間を実態に合わせて見直し、低廉化を図るべきです。

故障修理時間については、過去の算定根拠を見ても、今回の申請案と同様3.1時間となっており、導入当初から全く見直しがなされておられません。NTT東・西のフレッツ光や競争事業者によるシェアドアクセスが展開されてから時間が経過しており、故障対応時における技術習熟によって作業合理化がなされていることを踏まえると、当該時間は短縮可能であり、直ちに見直すべきと考えます。

また、平均的な使用期間(10年)についても、現在は光屋内配線の光コンセント化が進み、光ファイバが壁内に收容されているために露出されない等、屋内配線の整備状況は改善しているため、ONU直付け時に比べて平均的な使用年数は延びていることが考えられます。平成22年3月29日情報通信行政・郵政行政審議会答申(「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(次世代ネットワークに係る平成22年度の接続料の改定及び電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る接続約款の措置)」)における総務省の考え方においても、「(前略)最近では引き通し形態で設置する事例が増加するといった事情の変化も生じていることから、NTT東・西においては常に実態に即した使用年数を用いることが必要である。」と示されていることも踏まえ、現状の屋内配線の設置実態に即した数値に見直すべきです。

### 【既設屋内配線の転用促進】

既設光屋内配線の転用については、エリアによって転用率に差がある状況が続いており、転用が十分に進んでいません。

これは、前述のように、最近は大半が引き通し形態で光ファイバが設置されており、分岐端末回線部分の問題により転用ができない事例が多く存在するためと考えられます。具体的には、引込ケーブルの長さが不足している場合や、設置されているクロージャの收容数が過少なために收容不可となる場合などが挙げられます。

そのため、分岐端末回線部分を含めて転用することを前提としたルールの設定が必要であり、NTT東・西においても、ケーブルの余長やクロージャの容量等について、転用が可能となるよう、設備設計の是正を図る必要があると考えます。

### 【屋内配線転用がない場合における屋内配線工事費に係る光コンセント費用の除外】

NTT東・西のフレッツ光を廃止し、当社シェアドアクセスの開通を行う際、本来であれば、前述のとおり屋内配線を転用すべきですが、お客様宅内の状況等によっては、屋内配線の転用が出来ず、お客様宅内に設置されている光コンセントのみを再利用しているケースがあります。当該ケースにおいては、光コンセントに係る費用は発生しないことから、転用がない場合における屋内配線工事費から光コンセント費用を除外すべきです。

### 【無派遣工事の設定・利用の促進について】

光コンセント設置済みの戸建て住宅の場合は、基本的に宅内工事を必要としないため、平成23年3月29日情報通信行政・郵政行政審議会答申における総務省の考え方<sup>1</sup>でも示されたとおり、早期に宅内工事を行わない既設光屋内配線工事メニューを設定・利用することでサービス利用開始までの期間の短縮や工事費の低減を実現すべきです。

しかしながら、NTT東日本においては無派遣工事メニューが設定されているにもかかわらず、ユーザー毎の光コンセントの有無についての管理、把握が徹底されていないなどの理由で、実際に利用できないメニューになっています。また、NTT西日本においては未だに運用フロー等が整理できていないとの理由で、メニュー自体が設定されていない状況です。

NTT東・西は早期に無派遣工事メニューの設定を行い、実際の利用を進めることにより、早期にユーザー利便の向上を図る必要があると考えます。

以 上

---

<sup>1</sup> 『総務省』平成23年3月29日答申「情報通信行政・郵政行政審議会答申における総務省の考え方」  
「宅内工事を行わない既設光屋内配線工事メニューの導入は、利用者利便の向上にも資するものであることから、NTT西日本においてもその実現に向けて早期に取り組むことが適当である。」